

証券コード 8303
平成22年6月2日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
株式会社 新生銀行
取締役代表執行役社長 八 城 政 基

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当行第10期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記「議決権の行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、いずれかの方法により、平成22年6月22日（火曜日）午後5時までに到着するよう議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（アドレス <http://www.shinseibank.com>）に掲載させていただきます。

当日ご出席いただけない株主様が後日株主総会の状況をご覧いただけますよう、当行ウェブサイトにて第10期定時株主総会の状況を一定期間公開する予定です。なお、出席されます株主様の映像は公開いたしません。

記

1. 日 時 平成22年6月23日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区内幸町二丁目1番8号
新生銀行 本店1階 新生ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第10期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件
第5号議案 取締役及び監査役の報酬等の限度額決定の件

以 上

「議決権の行使等についてのご案内」

- (1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- (2) 株主総会参考書類及び計算書類等の記載事項を修正する場合の周知方法
株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべき事項について、招集通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト (<http://www.shinseibank.com>) に掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 書面及びインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットにより議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (5) 電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求される場合の取扱い
電磁的方法により招集通知の受領を承諾された株主様が議決権行使書面等を請求された場合は、書面にて交付することとします。また、その際は、後記47頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」に記載しております住友信託銀行株式会社 証券代行部までご請求ください。
- (6) 機関投資家向け議決権行使プラットフォームの取扱い
管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

なお、インターネットによる議決権行使に際しては、後記47頁の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について」をご確認くださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の事由

- (1) 平成22年度下期に予定している本店移転プロジェクトに基づいて、定款第3条に定める本店の所在地を、東京都千代田区から東京都中央区に変更します。なお、本変更につきましては、平成23年1月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を発生することとし、その旨の附則第42条を設けるものです。

- (2) 当行は委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行するため、所要の変更を行うものです。

当行は、平成16年（2004年）6月24日の株主総会の終了時点をもって改正商法に基づく委員会等設置会社に移行して以来、当該ガバナンス体制を採用してきました。委員会設置会社のフレームワークのもとで、執行役に対する業務執行権限の委譲を通じ迅速かつ機動的な業務執行を行うこと、及び、取締役会は経営の根幹に関する重要事項の決定と業務執行の監視・監督に特化することで、実効ある監督体制を実現し、効率的かつ透明性の高い経営を目指して参りました。

しかしながら今般、従来以上に、取締役会による内部統制システムの整備やリスク管理などに対する積極的な関与、さらに経営方針の決定における業務執行の実務に基づく経営判断機能の強化が求められてきております。さらに、常勤の監査担当役員による日常の業務執行監査活動や、業務執行及び取締役の活動に対する取締役から独立した監査担当役員による牽制など、監査機能の充実を図る必要性が高まっています。このような理由から、当行は現在の機関設計を変更し、監査役会設置会社に移行いたします。

監査役会設置会社制度における取締役は、業務の決定と執行をともに行うため、取締役会には業務執行に係る権限と責任が集約されることとなります。また、従来の委員会設置会社制度では、執行役社長に権限が集中するため、取締役会と業務執行の間の情報の非対称性が大きくなる傾向があり、取締役会の業務執行に対する牽制機能が十分に働かないといった弱点も考えられ、機関設計を変更することによってこれらを克服することが期待できます。

なお、監査役会設置会社のフレームワークを採用した場合も、取締役会で決議する事項や業務執行取締役の職務分掌などを明確に定めるなど、経営の仕組みを工夫することによって業務執行の迅速性を一定程度確保することは可能であり、また、社外取締役や社外監査役など社外役員の数を一一定数確保することによって、意思決定の客観性や透明性が担保されます。

取締役の任期については、従来同様1年間とし、剰余金の配当等を取締役会の決議で行うことができる旨、定款で定めます。

- (3) 株券喪失登録簿に関する附則の定めが、株券を発行する旨の定めを廃止する定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過した平成22年1月6日をもって失効したため、これを削除し、条文の整理を行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当銀行は、本店を東京都千代田区に置く。 (機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>指名委員会</u> (3) <u>監査委員会</u> (4) <u>報酬委員会</u> (5) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条第3項の規定による請求をすることができる権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。 3 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当銀行は、本店を東京都中央区に置く。 (機関)</p> <p>第4条 当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第8条 当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 前条第2項の規定による請求をすることができる権利</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり) 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当銀行の株式に関する諸手続およびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または<u>取締役会の委任を受けた執行役</u>が定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集する。</p> <p>2 臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき<u>取締役である執行役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>4 <u>執行役社長が欠員のときもしくは取締役でないときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、<u>執行役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2 <u>執行役社長が欠員のときまたは事故があるときは、執行役会長がこれに代わり、執行役社長および執行役会長ともに欠員のときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の執行役がこれに代わる。</u></p> <p>3 前2項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める<u>執行役</u>を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第17条 当銀行の取締役は、20名以内とする。<u>取締役のうち、2名以上は社外取締役(会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。)とする。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当銀行の株式に関する諸手続およびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき<u>取締役社長</u>がこれを招集する。</p> <p>4 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(議 長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>3 前2項にかかわらず、取締役会は株主総会の議長を務める<u>取締役</u>を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数および選任)</p> <p>第17条 当銀行の取締役は、20名以内とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会長)</p> <p><u>第19条 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから取締役会長1名を選定することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(シニア・アドバイザー)</p> <p>第20条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第21条 (条文省略) (取締役会の組織および権限)</p> <p>第22条 取締役は、取締役会を組織する。 2 取締役会は、<u>会社法第416条第1項第1号に定める事項</u>其他法令に定める事項を決定し、<u>取締役および執行役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会長が招集し、<u>取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(代表取締役の選定)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議をもって、代表取締役若干名を選定する。 2 代表取締役は、各自当銀行を代表する。</p> <p>(役付取締役の選定)</p> <p>第20条 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(役付取締役の職務)</p> <p>第21条 取締役会長は、取締役会を主宰する。 2 取締役会長が欠員のとき、または取締役会長に事故があるときは、<u>取締役社長がこれに当たる。</u> 3 取締役社長は、取締役会の決議を執行し、当銀行の業務を統轄する。 4 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は、<u>取締役社長を補佐して常務を執行する。</u> 5 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会の定めるところにより、他の取締役がその職務を代行する。</u></p> <p>(シニア・アドバイザー)</p> <p>第22条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第23条 (現行どおり) (取締役会の組織および権限)</p> <p>第24条 (現行どおり) 2 取締役会は、当銀行の業務執行を決定し、<u>取締役の職務の執行を監督する。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第25条 取締役会は、取締役会長が招集し、<u>取締役会長が欠員のとき、または取締役会長に事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき (<u>執行役社長については取締役でないときを含む。</u>) または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 <u>第30条に定める各委員会の委員である取締役であつて各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第24条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき (<u>執行役社長については取締役でないときを含む。</u>) または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (条文省略) 第5章 執行役 (<u>執行役の員数および選任</u>)</p> <p>第26条 当銀行の執行役は、20名以内とする。 2 執行役は、取締役会の決議によって選任する。 (<u>執行役の任期</u>)</p> <p>第27条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。 2 <u>他の執行役の在任中新たに選任された執行役の任期は、在任執行役の任期の満了する時までとする。</u> (<u>代表執行役および役付執行役</u>)</p> <p>第28条 取締役会は、その決議をもって、1名以上の代表執行役を選定する。</p>	<p>2 取締役会長および<u>取締役</u>社長ともに欠員のときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 (削除)</p> <p>3 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の議長)</p> <p>第26条 取締役会の議長は、取締役会長がこれに当たり、取締役会長が欠員のとき、<u>または取締役会長に</u>事故があるときは、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。</p> <p>2 取締役会長および<u>取締役</u>社長ともに欠員のときまたは事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 (現行どおり) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2 代表執行役は各自当銀行を代表する。</u></p> <p><u>3 取締役会は、その決議をもって、執行役会長1名および執行役社長1名、もしくは少なくともそのいずれか1名を選定するものとし、また、執行役副会長1名ならびに執行役副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>4 取締役会は、執行役の職務の分掌および指揮命令の関係その他の執行役相互の関係に関する事項を定めることができ、その内容はすみやかに各執行役に通知する。</u></p> <p><u>(執行役の責任免除)</u></p> <p><u>第29条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 各委員会</u></p> <p><u>(各委員会の員数および委員の選定)</u></p> <p><u>第30条 指名、監査、報酬の各委員会の委員は、それぞれ3名以上とする。</u></p> <p><u>2 指名、監査、報酬の各委員会の委員の過半数は、社外取締役でなければならない。</u></p> <p><u>3 監査委員会の委員は、当銀行もしくはその子会社の執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務執行取締役を兼ねていない者でなければならない。</u></p> <p><u>4 指名、監査、報酬の各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会において選定する。</u></p> <p><u>(委員会の招集および議長)</u></p> <p><u>第31条 各委員会は、取締役会においてあらかじめ選定された委員がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p><u>2 前項にかかわらず、各委員は必要に応じ委員会を招集することができる。</u></p> <p><u>3 各委員会の招集通知は、各委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(委員会の決議方法)</u> 第32条 <u>委員会の決議は、議決に加わることができるその委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 <u>(監査役の員数および選任)</u> 第28条 <u>当銀行の監査役は、5名以内とする。</u> 2 <u>監査役および補欠監査役の選任決議については、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u> 3 <u>補欠監査役の選任決議の効力は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u> <u>(監査役の任期)</u> 第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u> <u>(監査役の責任免除)</u> 第30条 <u>当銀行は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任について、取締役会の決議をもって法令の限度において免除することができる。</u> 2 <u>当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u> <u>(常勤監査役の選定)</u> 第31条 <u>監査役会は、その決議をもって、常勤監査役3名以内を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査役会の組織および権限)</u>
	<u>第32条 監査役は、その全員で監査役会を組織する。</u>
	<u>2 監査役会は、監査役の職務執行に関する事項を定めることができる。</u>
(新設)	<u>(監査役会の招集)</u>
	<u>第33条 監査役会は、各監査役が招集する。</u>
	<u>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u>
(新設)	<u>(監査役会の決議方法)</u>
	<u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、監査役の過半数をもってする。</u>
第7章 計 算	第6章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第33条 (条文省略)	第35条 (現行どおり)
(剰余金の配当等の決定機関)	(剰余金の配当等の決定機関)
第34条 (条文省略)	第36条 (現行どおり)
(剰余金配当の基準日)	(剰余金配当の基準日)
第35条 (条文省略)	第37条 (現行どおり)
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第36条 (条文省略)	第38条 (現行どおり)
第8章 附 則	第7章 附 則
(委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除)	(委員会等設置会社移行前の取締役および監査役の責任免除)
第37条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)
(会社法施行前の取締役および執行役の責任免除)	(会社法施行前の取締役および執行役の責任免除)
第38条 (条文省略)	第40条 (現行どおり)
第39条 <u>当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</u>	(削除)
第40条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(監査役会設置会社移行前の執行役の責任免除)</u> <u>第41条</u> 平成22年3月31日に終了する事業年度に関する 定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行 為に関する執行役(執行役であった者を含む。)の 責任免除については、なお同定時株主総会の終結に 伴う変更前の定款第29条の定めるところによる。 <u><変更前定款第29条></u> <u>(執行役の責任免除)</u> 第29条 当銀行は、会社法第426条第1項の規定によ り、任務を怠ったことによる執行役(執行役で あった者を含む。)の損害賠償責任について、取 締役会の決議をもって法令の限度において免除す ることができる。 <u>(第3条の変更の効力発生日)</u> <u>第42条</u> 平成22年3月31日に終了する事業年度に関する 定時株主総会において決議された第3条(本店の所 在地)の変更は、平成23年1月31日までに開催され る取締役会において決定する本店移転日をもって効 力を生じるものとし、当該本店移転日の前日を経過 するまでは、なお当該変更前の定款第3条の定め るところによる。なお、本条は、本店移転日経過後、 これを削除する。 <u><変更前定款第3条></u> <u>(本店の所在地)</u> 第3条 当銀行は、本店を東京都千代田区に置く。</p>

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となります。また、本定時株主総会における第1号議案「定款一部変更の件」につきご承認いただいた場合、当行は委員会設置会社から監査役会設置会社に移行いたします。つきましては、第1号議案をご承認いただくことを条件として、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	とうま しげき 当 麻 茂 樹 (昭和23年9月29日生)	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行） 平成12年6月 株式会社みずほコーポレート銀行 入行 平成13年5月 同行執行役員 平成14年4月 同行常務執行役員 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 平成14年11月 いすゞ自動車株式会社取締役副社長 平成19年6月 同社取締役（現任） 平成22年5月 当行顧問（現任） 平成22年6月 いすゞ自動車株式会社退任予定	0株
2	なかむら ゆきお 中 村 行 男 (昭和29年9月5日生)	昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 平成12年10月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長 平成19年4月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長兼オペレーショナルリスク管理部長 平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長 平成21年10月 当行常務執行役法人営業統轄本部長（現任）	普通株式 3,177株
3	J. クリストファー フラワーズ (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成8年10月 エンスターグループ 取締役（現任） 平成12年3月 当行取締役（現任） 平成14年11月 J. C. フラワーズ 社会長（現任） 平成19年8月 ケスターグループ 取締役（現任） 平成20年9月 フラワーズ・ナショナル銀行会長（現任）	普通株式 88,571,640株
4	かに しげる 可 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役（現任） 平成18年4月 横浜商科大学教授（現任）	0株

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 株式の数
5	まつもと おおき 松本 大 (昭和38年12月19日生)	昭和62年4月 カシワバ・フーズ・アジア証券会社入社 平成2年4月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成6年11月 同社東京支店常務取締役 平成6年11月 ゴールドマン・サックス・グループ, L. P. センテラル・パートナー 平成11年4月 株式会社マネックス代表取締役 平成16年8月 マネックス・ヒューマン・ホールディングス株式会社 (現 マネックスグループ株式会社) 代表取締役社長 (現任) 平成17年5月 マネックス・ヒューマン証券株式会社(現 マネックス証券株式 会社) 代表取締役社長(現任) 平成20年6月 株式会社東京証券取引所グループ 取締役(現任) 平成20年6月 当行取締役(現任)	0株
6	たかはし ひろゆき 高橋 弘幸 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役(現任) 平成18年6月 松下電器産業株式会社(現 パナソニック株式会社) 監査役(現任) 平成19年6月 協和発酵工業株式会社(現 協和発酵キリン株式 会社) 監査役(現任)	0株

(注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当(委員会)については事業報告(29頁)に記載しております。

2. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 当行はNIBC Bank Ltd. に対して融資を行っていますが、同行の完全親会社であるNIBC Holding N.V. を間接的に支配しているNew NIB Limitedに対して、J. クリストファー・フローズ氏が49%の議決権を保有しております。
- (2) 当行は、J. クリストファー・フローズ氏が設立し、会長をつとめる投資助言会社であるJ. C. フローズ社が助言を行うJCF Associates II Ltd. 及びJCF Associates III Ltd. がそれぞれ運営するJ. C. Flowers II L. P. 及びJ. C. Flowers III L. P. に対して出資を行っています。また、同社が運営する当該ファンドの一部につき、当行は同社と助言に関する取り決めを行っています。
- (3) 平成20年1月、J. C. フローズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を受けました。J. クリストファー・フローズ氏は当行の取締役であり、J. C. フローズ社の創設者かつ経営陣でもあります。

その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. J. クリストファー・フローズ、可児 滋、松本 大、高橋弘幸の各氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
 - ① J. クリストファー・フローズ氏につきましては、銀行業務、金融サービス業及び金融業務全般についての専門性と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ② 可児 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ③ 松本 大氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また経営者としての経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
 - ④ 高橋弘幸氏につきましては、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行なわれた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について

当行は平成21年7月28日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び銀行法に基づき、業務改善命令を受けました。これは、平成21年3月期の当行単体決算が、経営健全化計画の単体収益目標値を大幅に下回ったことによるものです。

本命令を受けて、当行は、今後の経営戦略を明確にする業務改善計画を平成21年9月11日に提出しました。これに先立つ平成21年9月9日の取締役会において、業務の国内回帰やリスク管理、ガバナンス強化の重要性について認識を新たにした上で、業務改善計画の承認を行っております。社外取締役候補者J. クリストファー・ワーズ、可児 滋、松本 大、高橋弘幸の各氏は、この業務改善命令を受ける以前より、取締役会・監査委員会等を通じて国内外の金融環境の変動等による影響、及び決算見通し等について業務執行側から報告を受けておりました。業務改善命令を受けた後は、業務改善計画の着実な実行に資する監督・監査活動を行うとともに、当行収益基盤の強化やリスク管理体制強化のために、より一層の体制強化を果たすべく、取締役会として様々な観点から議論を行っております。

- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

松本 大氏が代表取締役社長をつとめているマネックス証券株式会社は、平成17年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、顧客の有価証券の売買等に関する管理が不公正取引の防止上不十分な状況であること、及び証券業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成18年6月に金融庁より業務改善命令を受けました。なお、同社は平成18年7月に金融庁に対し本件に係る業務改善報告書を提出し、受理されております。また、マネックス証券株式会社は、平成20年11月より実施された証券取引等監視委員会による検査の結果、金融商品取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況であることが法令違反の事実として認められ、これに伴い、平成21年3月に金融庁より、業務停止命令（平成21年4月1日から同年6月30日までの間、システム整備を伴う新たな業務展開（金融庁が個別に認めたものを除く）の停止）及び業務改善命令を受けました。なお、同社は、平成21年4月に金融庁に対し本件に係る業務改善報告書を提出し、受理されております。

高橋弘幸氏が社外監査役をつとめている松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）は警視庁発注の交通信号機工事の営業活動に関して、公正取引委員会から、平成18年3月に審判審決を受け、また同年9月に課徴金の納付命令を受けました。同氏は同年6月に同社監査役に就任しましたが、この事実発生後、同氏は、再発防止に向けた同社の取り組み内容を確認しました。

- (4) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数について

- ① J. クリストファー・ワーズ氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算9年3ヶ月であります。
- ② 可児 滋氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって6年であります。
- ③ 松本 大氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって2年であります。
- ④ 高橋弘幸氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって4年であります。

- (5) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について

社外取締役候補者J. クリストファー・ワーズ、可児 滋、松本 大、高橋弘幸の各氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記4名の再任が承認された場合、当行は4名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会における第1号議案「定款一部変更の件」につきご承認いただいた場合、当行は委員会設置会社から監査役会設置会社に移行いたします。つきましては第1号議案をご承認いただくことを条件として、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査委員会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	わたなべ あきら 渡部 晃 (昭和34年7月22日生)	昭和58年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入行 平成15年7月 当行マーケティング部部長 平成15年11月 当行資金部部長兼キャピタルマーケティング部部長 平成17年9月 当行I B業務管理部部長兼キャピタルマーケティング部部長 平成18年4月 当行監査委員会事務局部長 平成21年1月 当行財務部門部長(現任)	0株
2	しが こずえ 志賀 江 (昭和23年11月23日生)	昭和42年11月 日本航空株式会社入社 平成5年4月 横浜地方検察庁検事 平成10年4月 第一東京弁護士会登録 平成11年8月 志賀法律事務所開設 平成14年6月 総合法律事務所パートナー 平成16年6月 日本興亜損害保険株式会社監査役(現任) 平成17年10月 白石綜合法律事務所パートナー(現任) 平成19年3月 F Xアトム株式会社監査役(現任) 平成19年4月 特種東海ホールディングス株式会社監査役(現任) 平成21年9月 株式会社東横イン取締役(現任)	0株
3	たむら たつや 田村 達也 (昭和13年10月11日生)	昭和36年4月 日本銀行入行 平成4年1月 同行理事 平成8年4月 A. T. カーニー株式会社社長 平成14年5月 株式会社グローバル経営研究所代表取締役(現任) 平成15年3月 特定非営利活動法人全国社外取締役ネットワーク代表理事(現任) 平成20年6月 株式会社オートバックスセブン取締役(現任) 平成21年6月 日本興亜損害保険株式会社取締役(現任)	0株

(注) 1. 候補者と当行との特別の利害関係について

候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 志賀こず江、田村達也の各氏は社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者の選任理由について

- ① 志賀こず江氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当行監査に反映していただくため社外監査役として選任をお願いするものです。
- ② 田村達也氏につきましては、金融及び企業統治に関する豊富な経験、知識を当行監査に反映していただくため社外監査役として選任をお願いするものです。

- (2) 社外監査役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不正な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

志賀こず江氏が社外監査役をつとめている日本興亜損害保険株式会社において、費用保険金等の付随的な保険金の支払漏れ（本件に関し、同社は平成17年11月、金融庁から業務改善命令を受けました。）、第三分野商品（医療保険・介護費用保険等）における保険金の不適切な不払い（本件に関し、同社は平成19年3月、金融庁から業務の一部停止命令及び業務改善命令を受けました。）、及び火災保険の募集における構造級別等の適用誤りの発生がありました。同氏は、日頃から法令遵守の視点に立った提言を行っており、また本件の発覚後は、実態解明のため調査報告を受けるとともに、再発防止に向けた具体的提言を行うなどの対応を行い、その職責を果たしております。

- (3) 社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について

志賀こず江氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業関連法務に関して高い実績をあげているとともに、豊富な経験を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (4) 社外監査役との責任限定契約の内容の概要について

社外監査役候補者志賀こず江、田村達也の各氏が選任された場合は、各氏は当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会における第1号議案「定款一部変更の件」につきご承認いただいた場合、当行は委員会設置会社から監査役会設置会社に移行いたします。つきましては第1号議案をご承認いただくことを条件として、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。また、補欠監査役員の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査委員会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	やすだ まきこ 保田真紀子 (昭和19年3月10日生)	昭和48年4月 第一東京弁護士会登録 昭和55年5月 保田法律特許事務所開設(現任) 平成9年4月 第一東京弁護士会副会長 平成12年3月 当行監査役 平成18年6月 新生信託銀行株式会社監査役(現任) 平成22年4月 NKS Jホールディングス株式会社監査役(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当行との特別の利害関係について
候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 保田真紀子氏は補欠社外監査役候補者であります。
3. 補欠社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
- (1) 補欠社外監査役候補者の選任理由について
保田真紀子氏につきましては、弁護士としての専門的な知識及び銀行業務の監査に関する経験等を当行監査に反映していただきたく補欠社外監査役として選任をお願いするものです。
- (2) 補欠社外監査役候補者が過去に社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与していない候補者であっても、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと当行が判断した理由について
保田真紀子氏につきましては、弁護士としての専門的見地から企業関連法務及び銀行業務の監査に関して高い実績をあげているとともに、豊富な経験を有しているため、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。
- (3) 補欠社外監査役との責任限定契約の内容の概要について
当該候補者保田真紀子氏が社外監査役に就任された場合は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結する予定であります。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。

第5号議案 取締役及び監査役の報酬等の限度額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の承認を条件として、当行が委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行することに伴い、当行の取締役及び監査役の報酬等については、諸般の事情を総合勘案して、次のとおりといたしたいと存じます。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとさせていただきます。また、第2号議案「取締役6名選任の件」及び第3号議案「監査役3名選任の件」をそれぞれご承認いただきますと、取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）となり、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）となります。

取締役の報酬等の額	年額180百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）
監査役の報酬等の額	年額 60百万円以内

以 上

(提供書面)

第10期 (平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループは、平成22年3月31日現在、当行、子会社213社（うち株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社等の連結される子会社及び子法人等125社、非連結の子会社及び子法人等88社）及び関連法人等22社（持分法適用会社。日盛金融控股股份有限公司等）で構成され、銀行業務を中心に、証券業務、信託業務など総合的な金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループの事業に係わる位置付けは次のとおりであります。

(銀行業務)

当行の本店のほか国内支店、一部の子会社及び子法人等並びに一部の関連法人等（持分法適用会社）において、預金業務、債券業務、貸出及び債務保証業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、商品有価証券売買業務、証券化業務、クレジットトレーディング業務、ノンリコースファイナンス業務、M&A業務、企業再生業務、コンシューマーファイナンス業務及びコマмерシャルファイナンス業務などを行っております。

(証券業務)

国内子会社の新生証券株式会社において、証券化業務、債券引受販売業務などを行っております。

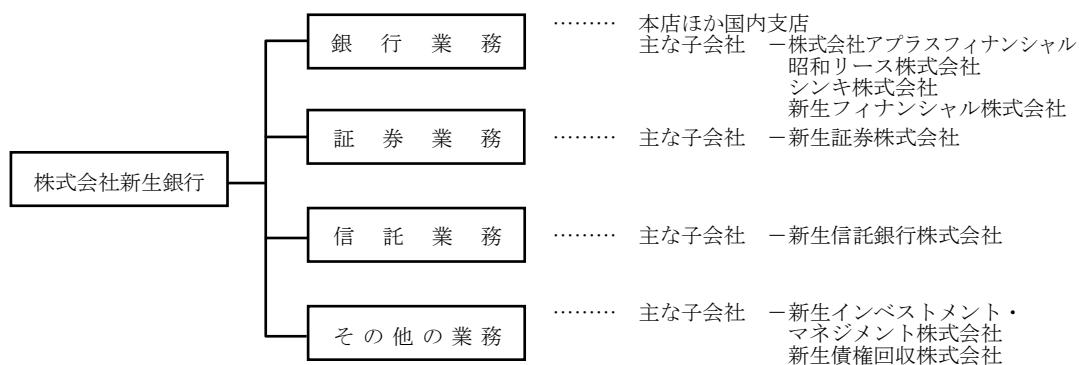
(信託業務)

国内子会社の新生信託銀行株式会社において、金銭債権信託業務、有価証券信託業務、特定金外信託業務などを行っております。

(その他の業務)

国内子会社の新生インベストメント・マネジメント株式会社において、投資信託委託業務、投資顧問業務などを、同じく、国内子会社の新生債権回収株式会社において債権の管理回収業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注記) 旧株式会社アプラスは、平成22年4月1日を効力発生日とする事業持株会社体制移行に伴い、同日付けで株式会社アプラスフィナンシャルに商号変更しております。

【金融経済環境】

当事業年度は、平成21年3月にバブル後最安値となる7,000円台を記録した日経平均株価が、平成21年6月には1万円台を回復するなど、日本のみならず世界全体で危機からの回復を図る年となりました。しかし、回復の足取りは決して順調なものとはならず、11月には終値で14年ぶりとなる1ドル=86円台の円高となり、日経平均株価も再び1万円台を割るなど、景気に関する不透明感は依然として残っています。海外においても、11月にドバイワールドの債務繰延返済要請が発表され、いわゆるドバイショックとして信用懸念が表面化したほか、年明けにはギリシャやポルトガルなどで、国家財政への懸念から国債が売られるなど、回復過程にある中で、なお解決すべき課題が多くある状況にあります。

この間、わが国では政権の交代が起こり、政治・経済両面での改革を推し進めてきていますが、国内外での景気悪化懸念が高まる中、11月の月例経済報告でデフレ宣言を行いました。これに呼応して、日本銀行においても低金利政策の継続・拡充を行うなど、景気の本格的な回復にはなお時間を要するとの認識が示されています。

このような日本銀行による金融緩和策を背景として、短期金利は低下し、代表的な指標となるLIBOR6ヶ月金利は平成21年3月末と比べて0.3%以上低下しました。一方で、10年以上の長期金利は株式市場の回復に伴って横ばいないし上昇したため、長短金利差は拡大しました。これまでの各種政策を通じて金融事情は徐々に改善しており、今後はこの改善傾向が定着するかが注視されています。また、今般の金融危機を教訓として、バーゼル銀行監督委員会では金融機関に対する規制、監督、リスク管理のあり方の見直しに着手しています。

【企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果】

当行は、法人のお客さま向け銀行業務やリース業務を担う法人・商品部門と、個人のお客さまへのリテールバンキング業務とコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門において、グループ全体で、幅広い金融商品・サービスを、お客さまの視点に立って、より効率よく、迅速に、提供できるよう努めております。

（法人・商品部門）

法人・商品部門では、大企業から中堅企業を中心とした事業法人、地域金融機関をはじめとする幅広い金融法人、公共法人のお客さまに対し、伝統的な法人向け金融商品・サービスに加え、お客さまを担当するリレーションシップ・マネージャー（営業担当）と金融商品・サービスの専門家（商品担当）が協働しながら、革新性や機動性を活かした付加価値の高い金融商品・サービス・ソリューションのご提供に取り組んでおります。

当事業年度は、米国・欧州経済に加え、日本経済においても景気回復の兆しをみせる中、お客さまの声に今まで以上に注意深く耳を傾け、適切にリスク管理を行いながら、お客さまのニーズに応える商品・サービスを提供する、という基本に立ち返り、業務を運営してまいりました。自己勘定による海外投融資などのリスク資産削減を引き続き実施すると同時に、事業法人部署の改編、中小企業向け取引推進のための部署の新設、法人向け銀行業務における各ビジネスの見直し、リスク管理態勢の再構築などに努めてまいりました。一方、国内不動産関連投資や、不動産ノンリコースファイナンスに対して、経済環境や市場の変化に対応した評価損の計上や引当金の大幅な積み増しを実施するなど、法人・商品部門においては、当事業年度において、リスク資産への更なる手当てを可能な限り実施いたしました。また、平成22年3月にはインドにおけるアセットマネジメント子会社を譲渡することにつき買い手と合意するなど、経営資源の戦略的な再配分に努めております。

法人向け銀行業務の中心のひとつである貸出については、収益性と資産の質に留意しながら、お客さまのニーズにお応えするよう努め、不良債権の購入・回収・売却を行うクレジットトレーディングについては、国内においては堅調な実績を積み上げてまいりました。また、昭和リース株式会社においては、引き続き業務の効率化に努めるとともに、動産一括処分など収益拡大に向けたビジネス展開も積極的に推進しているところです。

当行といたしましては、こうした取り組みなどを通じて、厳しい環境を乗り越え、当行の本来持つ強みを活かした法人向け業務を行ってまいりたいと考えております。具体的には、伝統的な銀行業務以外においても、資産の証券化、不動産ファイナンス、クレジットトレーディングなどのプリンシパル・インベストメント、アドバイザリー等で培ってきた実績と経験を引き続き活かしながら、お客さまの多様なニーズに応えてまいります。

（個人部門）

銀行本体のリテールバンキング業務と子会社を通じたコンシューマーファイナンス業務を担う個人部門では、600万人以上のお客さまに対して革新的なソリューションを提供しております。

リテールバンキング業務では、預金を中心とした運用に限らぬより多様な資産運用へのお客さまのニーズにお応えするために、引き続き各種預金・投信・保険商品等幅広い金融商品を提供するとともに、住宅ローンをはじめとしたローン商品の提供にも積極的に取り組んでまいりました。利便性の高いインターネットやコールセンターといったリモートチャネルを通じた商品・サービスの拡充を図ると同時に、費用効率の高い小型店舗で、専門スタッフによる資産運用相談サービスを提供する「新生コンサルティングスポット」を首都圏、関西圏を中心に増設する等、一部店舗の改廃を実施しながら、お客さまのニーズにより適切にお応えできるようネットワークチャネルの充実・拡大を図っております。

このような施策の結果、当事業年度、リテールバンキング業務の業績は順調に推移するとともに、顧客基盤も引き続き拡大いたしました。総合口座「PowerFlex」（パワーフレックス）の口座数は平成22年3月末には従来からの口座を含め250万口座を超え、当行の安定的な資金調達基盤である個人預金残高は、同3月末現在で5兆3,000億円を超えるとともに、仕組預金、年金、保険投資商品を含む個人預り資産残高全体で同3月末現在、6兆3,000億円を超えました。また、住宅ローンについても、手数料無料の自動繰上返済機能や貸越サービス、さらに柔軟性の高い商品設計などが評価され、「パワースマート住宅ローン」の取扱いも堅調に推移しております。

一方、消費者金融ファイナンス業務においては、当事業年度、市場の縮小を受けた営業資産の減少と利ざやの低下が続く中、平成22年6月の改正貸金業法の完全施行を前に、過払利息返還に対する手当として株式会社アプラスフィナンシャル（以下「アプラスフィナンシャル」）、株式会社シンキ（以下「シンキ」）において、利息返還損失引当金を大幅に積み増すなど、大変厳しい業績となりました。なお、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）については、過払利息返還請求を受けるリスクのある取得資産のうち相当な部分について、GEによる損失補償が付与されており、リスクは限定的となっております。

このような環境下、消費者金融ファイナンス業務については、引き続き当行グループとしての収益力・競争力の向上に向けた施策を講じております。平成21年9月には、連結子会社であるシンキの完全支配化手続が完了し、平成22年3月には、シンキを新生フィナンシャルの子会社とするなど、より一体的な業務運営を行う態勢を整えました。また、連結子会社であるアプラスフィナンシャルが、事業持株会社へ移行（平成22年4月1日付）するのに先立ち、平成22年3月には同社に対する当行出資比率の引き上げを行い、当行の同社に対する姿勢をより明確にし、業務の再編、見直しをさらに推進することいたしました。当行は、今後とも、当行消費者金融ファイナンス業務の効率性の向上、競争力の強化に、当行の強みであるITシステムを活用しながら取り組んでまいります。

（財務基盤）

平成21年10月に、当行が議決権を100%保有する海外特別目的子会社が、当行グループのTier I資本の強化を図るため、国内において総額90億円の優先出資証券を発行いたしました。また、平成21年12月には、多様化する個人のお客さまの運用ニーズに応えるとともに、当行グループの資本調達手段の多様化を図るべく、国内の個人投資家を主な対象とする劣後特約付社債を50億円発行いたしました。平成22年3月末においては、既述の資本政策に取り組んだことに加え、リスク資産の削減に徹底的に取り組んできた結果、当事業年度が赤字決算とはなりませんが、自己資本比率については8.35%と前事業年度末比横ばいの水準を確保し、Tier I比率については6.35%と、同比若干改善いたしました。

（あおぞら銀行との経営統合の見合わせ）

当行は、平成21年7月1日に株式会社あおぞら銀行と対等比率による両行の合併に向けた、Alliance Agreement（統合契約）に調印し、それ以降両行で協議を続けてまいりましたが、平成22年5月14日に開催した取締役会での決議により、当該統合契約を解消することいたしました。

（業績）

以上のような事業の経過のもと、当連結会計年度の業績は以下のとおりとなりました。なお、連結子会社は銀行業以外に一部で証券、信託等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業全体の業績を記載しております。

（概要）

当行グループの当連結会計年度末における連結総資産は11兆3,767億円（前連結会計年度末比5,724億円減少）となりました。主要な勘定残高といたしましては、預金・譲渡性預金が6兆4,753億円（同比2,032億円増加）で、債券は4,837億円（同比1,918億円減少）、貸出金につきましては5兆1,637億円（同比7,131億円減少）となりました。

損益面では当連結会計年度の経常収益は5,663億円（前連結会計年度比353億円減少）、経常費用は6,390億円（同比1,259億円減少）となりました。この結果、連結経常損失は726億円（前連結会計年度は連結経常損失1,633億円）となり、特別利益347億円、特別損失851億円、法人税等15億円（損）、法人税等調整額67億円（損）、少数株主利益88億円（損）等を加えた連結当期純損失は1,401億円（前連結会計年度は連結当期純損失1,430億円）となりました。

【企業集団が対処すべき課題】

当行グループは、当事業年度において、お客さまのニーズに徹底的に応える、という基本に立ち返る姿勢で業務に取り組む一方、早期の収益力回復に向け、ノンコア業務に対する適切な対応、リスク資産に対する保守的な手当てを実施いたしました。今後とも、収益力の回復に向け、以下のとおり各種戦略施策、体制の強化に取り組んでまいります。

1. お客さまのニーズに応える商品・サービスの提供による当行グループ全体の長期的・安定的な収益の計上
当行グループは、多様化・高度化するお客さまのニーズに対して、最新のITを活用した柔軟性の高いシステム基盤を活用し、付加価値の高い商品・サービスをスピーディーにご提供するとともに、グループ全体で徹底した合理化に取り組むことで、長期的・安定的な収益の計上を目指してまいります。今般、新たに、法人ならびに個人のお客さま向けのビジネスへの注力を柱とする「中期経営計画」を策定し、まずは営業基盤の再構築と、財務基盤の強化に取り組んでまいります。

(法人・商品部門)

お客さまの、従来からのニーズの中心である、貸出などのベーシックバンキング、適切なリスク・リターン水準を確保しながら取り組む不動産ノンリコースローン、お客さまとの取引を中心としたキャピタルマーケット、金融環境の変化を捉えながら取り組むクレジットトレーディングなどのプリンシパル・インベストメント、企業の合併・買収などの仲介をするアドバイザーなど、対顧客業務と当行が強みをもち、差別化可能な業務をコア業務として積極的に展開すると同時に、自己勘定による投融資などをノンコア資産として圧縮し、法人・商品部門全体の収益力の回復に取り組んでまいります。事業法人向け貸出については、中堅企業に加え中小企業との取引も推進し、顧客基盤拡大を図ります。また、公共法人との取引拡大や、地域金融機関との連携といった金融法人取引の分野もより一層の充実を図り、従来以上に営業担当と商品担当が協働しつつ、付加価値の高い金融商品・サービスの提供に積極的に取り組んでまいります。

(個人部門)

リテールバンキング業務においては、お客さまのライフステージにあわせた資産運用商品・ローン商品の提供力の強化になお一層取り組むと同時に、個人のお客さまの金融取引・商品に係わるニーズに対し、あらゆるチャネルを通じて適切に対応できる提案力を強化してまいります。また、法規制の変更、市場の縮小、業界再編等、厳しい事業環境にあるコンシューマーファイナンス業務については、グループ子会社間の経営資源の有効活用やITを最大限に活用した経費構造の見直しと適切な与信費用管理に加え、リテールバンキング、子会社間の垣根を越えた、個人向け金融サービスのシームレスな展開と幅広い商品・サービスの提供により、真に信頼される個人向け総合金融サービスの確立へ向けて着実に施策を実行してまいります。

2. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「パーゼルⅡ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的內部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化及びリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。

当行は、委員会設置会社として、取締役会に加えて指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置し、経営の監督にあたるとともに、執行役に対して大幅に業務執行権限を委譲する経営体制を採用してまいりましたが、第10期定時株主総会での決議を前提として、監査役会設置会社に移行する方針です。監査役会設置会社への移行により、組織の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行および取締役会から独立した監査役及び監査役会に監査機能を担わせることで、経営判断の機動性を確保しつつ業務執行を適切に行うガバナンス体制を確立してまいります。

当行グループは、前事業年度末から適用の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」（いわゆる“J-SOX”）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化と、監査機能の充実を図るとともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭にいたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

3. 経営健全化計画の達成

当行は、当事業年度においては、国内不動産ポートフォリオをはじめリスク資産の処理を積極的に行ったことによる損失処理により、単体実質業務純益は209億円と経営健全化計画の目標数値を上回ったものの、単体当期純損失は476億円となり、同計画の目標数値を大幅に下回った結果となりました。平成19年6月には平成19年3月期決算が経営健全化計画の収益目標を大きく下回ったことから業務改善命令を金融庁から受け、さらに平成21年3月期においては、米国・欧州そして日本における市場環境悪化の影響や、子会社アプラスフィナンシャルに対

する投資有価証券の減損処理などから、収益実績が経営健全化計画の目標値と大幅に乖離したことにより、平成21年7月にも金融庁から業務改善命令を受けました。公的資金による資本注入を受けている銀行としまして、2期連続で経営健全化計画を達成できなかったことは誠に遺憾であります。修正計画を提出する予定ではありますが、今後は新たな経営健全化計画の達成に向けて、より一層、ガバナンスの強化、各業務における収益基盤の強化、経費の効率的運用を含めた業務の改善に向けて、全行が一丸となって業務に取り組んでまいり所存でございます。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(注記) 3. については、子会社等を含まない記述となっております。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成18年度 (第7期)	平成19年度 (第8期)	平成20年度 (第9期)	平成21年度 (当期)
連結経常収益	5,600	5,935	6,016	5,663
連結経常利益 (△は連結経常損失)	231	112	△1,633	△726
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	△609	601	△1,430	△1,401
連結純資産額	9,332	9,652	7,674	6,349
連結総資産	108,376	115,257	119,491	113,767

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 連結当期純損益につきましては、世界的な経済環境の悪化及び金融市場の混乱を受けた平成20年度の連結当期純損失1,430億円に対し、平成21年度(当期)におきましても、引き続き厳しい経済環境の中、株式会社アプラスフィナンシャルに対する投資に係るのれんの減損や不動産向け与信を中心に貸倒引当金の繰入を実施したことなどから連結当期純損失1,401億円となっております。

ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成18年度 (第7期)	平成19年度 (第8期)	平成20年度 (第9期)	平成21年度 (当期)
預 金	54,714	58,651	68,974	68,244
定期性預金	29,380	35,329	44,517	44,275
その他	25,334	23,321	24,457	23,969
債券発行高	7,039	6,631	6,767	4,875
利付債券	7,039	6,631	6,767	4,875
割引債券	—	—	—	—
社債	5,624	5,199	4,024	3,425
貸出金	50,752	53,563	51,680	47,328
個人向け	5,669	8,173	8,683	8,907
中小企業向け	22,691	21,358	20,325	19,091
その他	22,391	24,031	22,671	19,329
特定取引資産 (トレーディング資産)	2,841	2,751	3,260	2,110
特定取引負債 (トレーディング負債)	873	2,037	3,160	1,766
有価証券	20,620	23,003	26,260	36,745
国債	7,472	6,453	12,042	23,615
その他	13,147	16,549	14,217	13,129
総資産額	87,289	95,486	107,134	104,885
純資産額	6,588	7,327	5,648	5,559
内国為替取扱高	311,040	405,859	320,737	306,443
外国為替取扱高	百万ドル 11,559	百万ドル 11,417	百万ドル 11,090	百万ドル 7,421
経常利益 (△は経常損失)	百万円 47,146	百万円 32,528	百万円 △164,860	百万円 △44,205
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円 △41,960	百万円 53,203	百万円 △157,048	百万円 △47,644
1株当たりの当期純利益 (△は1株当たりの当期純損失)	円 銭 △32.14	円 銭 34.46	円 銭 △79.96	円 銭 △24.26

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 「預金」及び内訳の「その他」には譲渡性預金が含まれております。
3. 債券発行高の減少は、法人向け募集債の発行減少によるものです。
4. 社債の減少は、劣後社債の買入消却によるものです。
5. 貸出金の減少は、非居住者法人向け貸出の減少によるものです。
6. 特定取引資産の減少は、金融派生商品などが減少したことによるものです。
7. 特定取引負債の減少は、金融派生商品などが減少したことによるものです。
8. 有価証券の増加は、国債の増加によるものです。
9. 税引後当期純損益につきましては、世界的な経済環境の悪化及び金融市場の混乱を受けた平成20年度の当期純損失1,570億円に対し、平成21年度(当期)につきましても、引き続き厳しい経済環境の中、不動産向け与信を中心に貸倒引当金の繰入を実施したことなどから、当期純損失476億円となっております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末					前 年 度 末				
	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計	銀行業務	証券業務	信託業務	その他	計
使用人数	人 4,976	人 94	人 68	人 978	人 6,116	人 5,984	人 137	人 72	人 813	人 7,006

(注) 使用人数には、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業務

① 当行の営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道・東北地区	2	(-)	2	(-)
関東地区 (うち東京都内)	24 (16)	(5) (2)	21 (16)	(2) (2)
中部地区	2	(-)	2	(-)
近畿地区	9	(4)	5	(-)
中国・四国・九州地区	3	(-)	3	(-)
国内計	40	(9)	33	(2)
海外	-	(-)	-	(-)
合計	40	(9)	33	(2)

(注) 当年度末において店舗外現金自動設備を139か所設置しております。

② 当行の当年度新設営業所

営業所名	所在地
梅田支店千里中央出張所	大阪府豊中市新千里東町1-3
梅田支店西宮北口出張所	兵庫県西宮市高松町3-32
難波支店堺東出張所	大阪府堺市堺区南花田口町2-3-20
梅田支店阪急梅田出張所	大阪府大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル1階
横浜支店鎌倉出張所	神奈川県鎌倉市御成町10-5
銀座支店	東京都中央区銀座5-8-1
ららぽーと支店津田沼出張所	千葉県船橋市前原西2-21-1
池袋支店川口出張所	埼玉県川口市川口1-1-1
渋谷支店自由が丘出張所	東京都目黒区自由が丘2-11-5

③ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

ロ. 銀行業務(上記イ.を除く)

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
株式会社アプラスフィナンシャル	東京本部	東京都新宿区新小川町4-1
昭和リース株式会社	本店	東京都江東区東雲1-7-12
シンキ株式会社	本店	東京都豊島区東池袋3-1-1
新生フィナンシャル株式会社	本店	東京都港区赤坂5-2-20

ハ. 証券業務

主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生証券株式会社	本店	東京都千代田区内幸町2-1-8

ニ. 信託業務
 主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生信託銀行株式会社	本店	東京都千代田区内幸町2-1-8

ホ. その他の業務
 主要な会社名とその主要な営業所

会社名	営業所名	所在地
新生インベストメント・マネジメント株式会社	本店	東京都千代田区内幸町2-1-8
新生債権回収株式会社	本店	東京都千代田区内幸町2-1-8

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額 (単位: 百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	13,885
証券業務	28
信託業務	3
その他の業務	320
合計	14,237

ロ. 重要な設備の新設等
 該当事項はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況
 該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金(百万円)	当行が有する子会社等の議決権比率(%)	その他
株式会社アプラスフィナンシャル	大阪府大阪市	信販業務	昭和31年10月6日	15,000	93.65	—
昭和リース株式会社	東京都江東区	リース業務	昭和44年4月2日	29,360	97.02	—
シンキ株式会社	東京都豊島区	金融業務	昭和29年12月1日	16,709	100.00 (100.00)	—
新生フィナンシャル株式会社	東京都港区	金融業務	平成3年6月3日	66,518	100.00 (0.20)	—
新生信託銀行株式会社	東京都千代田区	信託業務	平成8年11月27日	5,000	100.00	—
新生証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	平成9年8月11日	8,750	100.00	—

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。
 3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社及び子法人等は125社、持分法適用会社は22社であります。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関と提携し、ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
 都市銀行
 株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行

信託銀行
中央三井信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社
その他
株式会社商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行、三浦藤沢信用金庫

2. 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行っております。
3. 当行は、株式会社セブン銀行と提携し、販売チャネルと商品・サービスの相互利用・協力を合意しており、ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行うとともに、当行と株式会社セブン銀行による共同ATMコーナーを展開しております。
4. 当行は、以下の鉄道会社の駅構内に当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。
東京地下鉄株式会社（東京メトロ）、近畿日本鉄道株式会社
加えて、JR名古屋駅、JR京都駅、JR三鷹駅にも当行ATMを設置し、現金入出金のサービスを行っております。
5. 当行は、ビザ・インターナショナルと提携し、海外のPLUSのATMによる現地通貨の現金出金サービスを行っております。
6. 当行は、連結子会社である株式会社アプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「新生VISAカード」の申込み取次ぎを行っております。また、平成20年6月からサービスを開始しております「新生銀行スマートローン」について、保証会社として同社と保証委託契約を締結しております。
7. 当行は、株式会社東和銀行と業務提携を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割
該当事項はありません。

ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの
該当事項はありません。

ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

日付	状況			
平成22年3月16日	当行は平成22年3月16日に当行連結子会社である株式会社アプラス（平成22年4月に株式会社アプラスフィナンシャルに商号変更）のE種、F種優先株式の全て、及びG種優先株式の一部について、下記のとおり、それぞれ取得請求権を行使し対価としてアプラス株式の交付を受けることにより、当行によるアプラス普通株式の保有割合を66.4%から93.5%に引き上げました。			
	転換（取得請求権行使）の対象となった優先株式及び当行保有の概要			
		E種優先株式	F種優先株式	G種優先株式
	発行済株式総数	70,500,000株	10,000,000株	25,000,000株
	転換前当行保有株式数 （保有割合）	70,000,000株（99.3%）	10,000,000株（100%）	25,000,000株（100%）
	転換対象株式数	70,000,000株	10,000,000株	12,000,000株
転換後当行保有株式数 （保有割合）	0株	0株	13,000,000株（100%）	
交付を受けた普通株式数	589,473,684株	100,351,229株	293,398,533株	

日付	状 況
平成22年3月16日	<p>転換実施前及び実施後の当行によるアプラス普通株式の保有株数ならびに保有割合（アプラスによる自己株式保有分を除く）</p> <p>[転換前] 当行保有普通株式数（保有割合） 156,690,390株（66.4%） 発行済株式総数（平成21年12月31日時点） 235,867,570株</p> <p>[転換後] 当行保有普通株式数（保有割合） 1,139,913,836株（93.5%） 発行済株式総数 1,219,091,016株</p> <p>本件実施後の当行によるアプラス優先株式の保有株数、保有割合（アプラスの自己株式保有分を除く）</p> <p>B種優先株式 10,000,000株（100.0%） C種優先株式 15,000,000株（100.0%） D種優先株式 8,500,000株（60.7%） G種優先株式 13,000,000株（100.0%） H種優先株式 32,250,000株（100.0%）</p>
平成22年3月29日	<p>当行は平成22年3月29日に、当行連結子会社である株式会社シンキの普通株式を当行連結子会社である新生フィナンシャル株式会社に譲渡いたしました（譲渡株数8株、譲渡価格3,040百万円）。これにより株式会社シンキは新生フィナンシャル株式会社の100%子会社となりました。</p>
平成22年3月29日	<p>当行は平成22年3月29日に、インドでのアセットマネジメント事業を行う当行連結子会社であるShinsei Asset Management (India) Private Limited ならびに同社が設定する投資信託の受託会社であり同じく当行の連結子会社であるShinsei Trustee Company (India) Private Limited の2社につき、100%子会社である特別子会社を通じて保有する両社の全株式をインドの関係当局の認可を前提に株式会社大和証券グループ本社ならびに大和証券投資信託委託株式会社に売却することで両社と合意いたしました。</p>

ニ、吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の継承のうち重要なもの
 該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項
 該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

イ. 取締役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当、委員会	重要な兼職	その他
八城政基	取締役会長 指名	—	—
ラフルグプタ	取締役	—	—
J. クリストファー フラワーズ	取締役(社外) 指名 報酬	J. C. フラワーズ社 会長 エンスターグループ 社外取締役 ケスラーグループ 社外取締役 フラワーズ・ナショナル銀行 会長	—
伊藤侑徳	取締役(社外) 監査	—	—
可児滋	取締役(社外) 監査	横浜商科大学 教授	—
榎原稔	取締役(社外) 指名* 報酬	三菱商事株式会社 相談役 三菱UFJ証券株式会社 社外取締役 三菱倉庫株式会社 社外取締役 株式会社三菱総合研究所 社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役	—
松本大	取締役(社外) 指名	マネックスグループ株式会社 代表取締役社長 マネックス証券株式会社 代表取締役社長 株式会社東京証券取引所グループ 社外取締役	—
長島安治	取締役(社外) 監査	弁護士 日本オーチス・エレベータ株式会社 社外取締役 いすゞ自動車株式会社 社外監査役 大阪ヒルトン株式会社 社外監査役	—
小川信明	取締役(社外) 監査	弁護士 長谷川香料株式会社 社外監査役	—
高橋弘幸	取締役(社外) 監査*	パナソニック株式会社 社外監査役 協和発酵キリン株式会社 社外監査役	—
ジョン S. ワズワース Jr.	取締役(社外) 報酬*	モルガン・スタンレー アドバイザリーディレクター マニトウ・ベンチャー パートナー シーユアン・ベンチャー 会長 ダイヴァーシファイド・クレジット・インベストメンツ 社外取締役	—

(注) *は各委員会の委員長であります。

ロ. 執行役

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
八城政基	代表執行役 社長 最高経営責任者	—	—
加藤正純	代表執行役 副社長	ライフネット生命保険株式会社 取締役	—
富井順三	代表執行役 副社長	—	—
マイケル クック	専務執行役 リスク管理部部門長 チーフリスクオフィサー	—	—
ダナンジャヤ デュイパディ	専務執行役 グループ最高情報責任者 金融インフラ部門長	—	—
ラフルグプタ	専務執行役 最高財務責任者財務部門長 グループフィナンシャルコントローラー コーポレート財務本部長	—	—

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
サンジーブ グプタ	専務執行役 個人部門長	UTI インターナショナル シンガポール プライベート リミテッド 取締役	—
サン ホー ソン	専務執行役 法人・商品部門最高責任者部門長	日盛金融控股股份有限公司 取締役 UTI インターナショナル シンガポール プライベート リミテッド 取締役	—
船山 範 雄	常務執行役 法人営業統轄本部長	—	—
中村 行 男	常務執行役 法人営業統轄本部長	—	—
藤本 和 也	執行役 法人営業本部長	—	—
本多 道 昌	執行役 法人営業本部長	—	—
松崎 孝 夫	執行役 大阪支店長	—	—
大石 滋	執行役 コンシューマーファイナンス本部長	—	—
岡野 道 征	執行役 オペレーション本部長 リテールサービス本部長	—	—
佐藤 芳 和	執行役 システム本部長	—	—
土屋 貴	執行役 アドバイザー本部長	—	—

(2) 会社役員に対する報酬等
当該年度にかかる役員報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等	摘要
取締役	12名 (内 退任済み3名)	146百万円 (内 報酬以外の金額8百万円)	
執行役	17名	752百万円 (内 報酬以外の金額62百万円)	
計	29名 (内 退任済み3名)	898百万円 (内 報酬以外の金額70百万円)	

- (注) 1. 上記区分においては、取締役兼執行役は執行役として分類し、また執行役を兼務する取締役に取締役としての報酬は支給していません。
2. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしていません。
3. 上記金額には、当事業年度に支給した以下の退職慰労金が含まれております。
取締役3名 28百万円
4. 報酬委員会によって定められた取締役及び執行役の報酬等の額又はその算定方法にかかる決定に関する方針は、次のとおりであります。
- ① 基本方針
役員報酬は、以下の項目に基づき決定するものとする。
・ 役員業績
・ 当期の収益動向
・ マーケット水準
 - ② 取締役報酬について
取締役報酬は定額報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の報酬により構成されるものとする。
 - ③ 執行役報酬について
執行役報酬の目的は以下のとおりとする。
・ 業務執行能力の高い人材の確保
・ 当期の業績向上への然るべきインセンティブを与えること
執行役報酬は定額報酬、業績連動報酬、株価連動報酬、退職慰労金その他の報酬により構成されるものとする。また、執行役には一定のフリンジベネフィットを供与することがあるものとする。なお、ここでは取締役兼執行役は執行役として分類するものとする。

3. 社外役員に関する事項
 (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	銀行と当該他の法人等との関係
J. クリストファー フラワーズ	J. C. フラワーズ社 会長 (業務執行者)	J. C. フラワーズ社が助言を行っているファンドの投資家が、同じく同社より助言を得ている当行主要株主への投資を通じて間接的に当行に投資しています。当行は同社が助言を行っているファンドに投資しています。同社が運営するファンドの一部につき、当行は同社と助言に関する取り決めを行っています。
	エンスターグループ 社外取締役	当行とエンスターグループは、それぞれ独立に共通の投資案件に参加しているものがあります。
	ケスラーグループ 社外取締役	ケスラーグループと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	フラワーズ・ナショナル銀行 会長	フラワーズ・ナショナル銀行と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
可 児 滋	横浜商科大学 教授	横浜商科大学と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
榎 原 稔	三菱商事株式会社 相談役	三菱商事株式会社は当行の融資取引先です。
	三菱UFJ証券株式会社 社外取締役	三菱UFJ証券株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	三菱倉庫株式会社 社外取締役	三菱倉庫株式会社は当行の融資取引先です。
	株式会社三菱総合研究所 社外取締役	株式会社三菱総合研究所と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役	東京海上ホールディングス株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
松 本 大	マネックスグループ株式会社 代表取締役社長 (業務執行者)	マネックスグループ株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	マネックス証券株式会社 代表取締役社長 (業務執行者)	マネックス証券株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	株式会社東京証券取引所グループ 社外取締役	株式会社東京証券取引所グループと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況	銀行と当該他の法人等との関係
長 島 安 治	日本オーチス・エレベータ株式会社 社外取締役	日本オーチス・エレベータ株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	いすゞ自動車株式会社 社外監査役	いすゞ自動車株式会社は当行の融資取引先です。
	大阪ヒルトン株式会社 社外監査役	大阪ヒルトン株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
小 川 信 明	長谷川香料株式会社 社外監査役	長谷川香料株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
高 橋 弘 幸	パナソニック株式会社 社外監査役	パナソニック株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	協和発酵キリン株式会社 社外監査役	協和発酵キリン株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
ジョン S. ワズワース Jr.	モルガン・スタンレー アドバイザリー ディレクター	モルガン・スタンレーと当行は特定のプロジェクトでアドバイザリー契約を締結しております。
	マニトウ・ベンチャー パートナー	マニトウ・ベンチャーと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	シーユアン・ベンチャー 会長	シーユアン・ベンチャーと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。
	ダイヴァーシファイド・クレジット・インベストメンツ 社外取締役	ダイヴァーシファイド・クレジット・インベストメンツと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況 監査委員会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況①
J. クリストファー フラワーズ	社外取締役 9年 取締役(非常勤) 1年	当事業年度開催の取締役会15 回中13回出席	議案、審議全般において、金融に関する豊富な知識に基づき、必要な発言、助言を適宜行っております。
伊藤 侑 徳	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中全て、監査委員会13回中 全てに出席	銀行業務に関する豊富な知識と経験、他社社外監査役の経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。
可児 滋	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中全て、監査委員会13回中 全てに出席	専門分野であるリスク管理の観点から議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。
榎原 稔	10年	当事業年度開催の取締役会15 回中13回出席	経営者としての豊富な経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。
松本 大	1年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中14回出席	金融に関する豊富な知識と経営者としての経験に基づき、議題全般において必要な発言を適宜行っております。
長島 安 治	5年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中全て、監査委員会13回中 全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。
小川 信 明	常勤監査役 1年 社外取締役 10年	当事業年度開催の取締役会15 回中全て、監査委員会13回中 全てに出席	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外監査役の経験に基づき、議案、審議につき発言、助言を行っております。
高橋 弘 幸	3年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中14回、監査委員会13回中 全てに出席	他社監査役を含めた豊富な業務経験に基づき、また監査委員会委員長として、議案、審議全般に関し、必要な発言、助言を行っております。
ジョン S. ワズワース Jr.	4年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会15 回中全てに出席	豊富な業務経験に基づき、議案全般において必要な発言を適宜行っております。

氏名	取締役会における発言その他の活動状況②
J. クリストファー フラワーズ 伊藤 侑 徳 可児 滋 榎原 稔 松本 大 長島 安 治 小川 信 明 高橋 弘 幸 ジョン S. ワズワース Jr.	当行は平成21年7月28日、金融庁より、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律及び銀行法に基づき、業務改善命令を受けました。これは、平成21年3月期の当行単体決算が、経営健全化計画の単体収益目標値を大幅に下回ったことによるものです。 本命令を受けて、当行は、今後の経営戦略を明確にする業務改善計画を平成21年9月11日に提出しました。これに先立つ平成21年9月9日の取締役会において、業務の国内回帰やリスク管理、ガバナンス強化の重要性について認識を新たにした上で、業務改善計画の承認を行っております。 各社外取締役はこの業務改善命令を受ける以前より、取締役会・監査委員会等を通じて国内外の金融環境の変動等による影響、及び決算見直し等について業務執行側から報告を受けておりました。業務改善命令を受けた後は、業務改善計画の着実な実行に資する監督・監査活動を行うとともに、当行収益基盤の強化やリスク管理体制強化のために、より一層の体制強化を果たすべく、取締役会として様々な観点から議論を行っております。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の概要
J. クリストファー フラワーズ 伊藤 侑 徳 可児 滋 慎原 稔 松本 大 長島 安 治 小川 信 明 高橋 弘 幸 ジョン S. ワズワース Jr.	社外取締役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。

(4) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
社外役員 報酬等の総額等	12名 (内 退任済み 3名)	146百万円 (内 報酬以外の金額 8百万円)	—

(注) 1. 上記報酬以外の金額 8百万円は、過事業年度における職務執行の対価として当事業年度に費用計上した株価連動報酬関連費用となります。
2. 上記金額には、当事業年度に支給した以下の退職慰労金が含まれております。
取締役 3名 28百万円

(5) 社外役員の見解

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数 4,000,000千株
発行済株式の総数 2,060,346千株

(株式数にかかる注記)
株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

55,244名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111)	322,964千株	16.44%
預金保険機構	269,128千株	13.70%
株式会社整理回収機構	200,000千株	10.18%
SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113)	110,449千株	5.62%
ASTYANAX CORPORATION 380098	84,178千株	4.28%
SANTANDER INVESTMENT SA, C. CENTRAL VALORES	63,539千株	3.23%
CREDIT SUISSE SEC (EUROPE) LTD PB SEC INT NON-TR CLT	49,705千株	2.53%
MORGAN STANLEY & CO. INC	40,872千株	2.08%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	40,518千株	2.06%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	31,473千株	1.60%

(大株主にかかる注記)

1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (96,427千株) を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. ASTYANAX CORPORATION 380098名義の株式は、当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が実質的に保有する株式として、当行が報告を受けている株式です。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	第1回新株予約権	第5回新株予約権
取締役会決議日	平成16年6月24日	平成17年6月24日
発行日	平成16年7月1日	平成17年6月27日
発行した新株予約権の数	9,455個	4,922個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	438個/14名	452個/12名
社外取締役の保有状況	—	150個/6名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 5,298,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,693,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	684円	601円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年7月1日から平成26年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は、平成18年7月1日から平成19年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個に切り上げる)に限って権利を行使することができる。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成16年6月24日開催の第4期定時株主総会及び各回上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第6回新株予約権	第7回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年6月24日
発行日	平成17年6月27日	平成17年6月27日
発行した新株予約権の数	2,856個	1,287個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	394個／3名	194個／11名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,921,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 689,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	601円
新株予約権を行使することができる期間	平成17年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成19年7月1日以降とし、さらに平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
取締役会決議日	平成17年6月24日	平成17年9月23日
発行日	平成17年6月27日	平成17年9月28日
発行した新株予約権の数	561個	157個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	84個／2名	108個／1名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 237,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 108,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	601円	697円
新株予約権を行使することができる期間	平成17年7月1日から平成27年6月23日	平成19年7月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成19年7月1日から平成20年6月30日までの間は、原則として付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第10回新株予約権	第13回新株予約権
取締役会決議日	平成17年9月23日	平成18年5月23日
発行日	平成17年9月28日	平成18年5月25日
発行した新株予約権の数	53個	5,342個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	36個／1名	441個／15名
社外取締役の保有状況	—	150個／6名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 36,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,820,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	697円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年7月1日から平成27年6月23日	平成20年6月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年7月1日以降とし、さらに平成20年7月1日から平成22年6月30日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第14回新株予約権	第15回新株予約権
取締役会決議日	平成18年5月23日	平成18年5月23日
発行日	平成18年5月25日	平成18年5月25日
発行した新株予約権の数	3,027個	1,439個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	205個/2名	194個/14名
社外取締役の保有状況	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 2,044,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 748,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	825円	825円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年6月1日から平成27年6月23日	平成20年6月1日から平成27年6月23日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第16回新株予約権	第17回新株予約権
取締役会決議日	平成18年5月23日	平成19年5月9日
発行日	平成18年5月25日	平成19年5月25日
発行した新株予約権の数	331個	3,306個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	17個/1名	459個/10名
社外取締役の保有状況	—	70個/7名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 37,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 1,831,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	825円	555円
新株予約権を行使することができる期間	平成18年6月1日から平成27年6月23日	平成21年6月1日から平成29年5月8日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成20年6月1日以降とし、さらに平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成17年6月24日開催の第5期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第18回新株予約権	第20回新株予約権
取締役会決議日	平成19年5月9日	平成20年5月14日
発行日	平成19年5月25日	平成20年5月30日
発行した新株予約権の数	1,480個	2,830個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	83個／3名	635個／9名
社外取締役の保有状況	—	80個／8名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 1,046,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	普通株式 2,014,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	555円	416円
新株予約権を行使することができる期間	平成19年6月1日から平成29年5月8日	平成22年6月1日から平成30年5月13日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成21年6月1日以降とし、さらに平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行	

	第21回新株予約権
取締役会決議日	平成20年5月14日
発行日	平成20年5月30日
発行した新株予約権の数	2,081個
取締役及び執行役の保有状況 (社外取締役を除く)	37個 / 1名
社外取締役の保有状況	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 970,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の行使時の1株当たり払込金額	416円
新株予約権を行使することができる期間	平成20年6月1日から平成30年5月13日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使を行うことができるのは、原則として平成22年6月1日以降とし、さらに平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内(1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる)に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p>
有利な条件の内容	新株予約権を無償で発行

- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

名 称	当該事業年度に係る報酬等 (百万円)	そ の 他
有限責任監査法人 トーマツ	監 査 証 明 業 務	400
	監査証明業務以外の業務	112
	報 酬 等 計	512
		監査証明業務以外の業務には、自己資本比率の内部管理体制についての調査報告等が含まれます。

- (注) 1. 指定社員は手塚仙夫氏、石塚雅博氏、松本繁彦氏、鈴木順二氏の4名です。
 2. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。
 3. 当行及び当行子会社及びび子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

当 該 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 (百 万 円)	
監 査 証 明 業 務	761
監査証明業務以外の業務	116
報 酬 等 計	877

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

- イ. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
 監査委員会は、以下の各項のいずれかに該当する場合に会計監査人の解任または不再任につき審議し、解任または不再任が相当と認める場合には必要な決議を行う方針です。
 1. 会社法第337条第3項各号の規定のいずれかに抵触する場合
 2. 会社法第340条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合
 3. その他会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合
- ロ. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針
 当行定款第34条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使していく方針であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

会社法第416条第1項第1号ロ及びホならびに会社法施行規則第112条第1項及び第2項に基づき委員会設置会社の取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）については、当行では「内部統制規程」及びその関連規程等に詳細を定め、取締役会において決議しており、執行役は自らの所管業務に対する内部統制システムの構築・運用義務を負うとともに、全執行役・職員がこれに従うことを義務付けております。さらに、取締役会において定期的に内部統制システムの整備状況の検証を行うこととしております。その概略は以下のとおりです。

- (1) 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第1号）
 当行は、監査委員会の職務を補助するため監査委員会事務局を設置し、監査委員会事務局の責任者である監査委員会事務局部長及び同事務局所属の従業員を監査委員会の職務を補助すべき使用人（「職務補助者」）として定めております。職務補助者は監査委員会にその業務の結果を報告する義務を負うものとしております。
- (2) 前項の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第2号）
 監査委員会事務局は、監査委員会に直接報告を行っており各執行役及び業務執行からは独立した組織として設置されております。また職務補助者の任命・解雇・配置等人事異動については監査委員会の同意を得ることとし、監査委員会事務局部長の人事異動については監査委員会の同意を得た上で取締役会がこれを決定するものとしております。職務補助者の賃金等の改定も予め監査委員会の同意を得ることとしております。このように、監査委員会の

職務を補助すべき使用人について執行役からの独立性を確保しております。

- (3) 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制（会社法施行規則第112条第1項第3号）
執行役及び従業員は、監査委員会に対して、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか取締役会又は監査委員会が定める事項を遅滞なく、報告することとしています。かかる報告については、執行役は直接、従業員は監査委員会事務局を経由して、監査委員会に報告するものとし、原則として書面により行われるものとしています。そして、監査委員会事務局は、監査委員会又は予め指名された監査委員からの命令に従い、上記報告をなした執行役又は従業員から事情を聴取することとしております。
- (4) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第112条第1項第4号）
執行役及び従業員は、監査委員会の監査に対して協力し、これを妨げるような行為をしてはならないとされているほか、監査委員会が必要に応じ、法律上認められる範囲内において当行の費用において行外の専門家を利用することができることとしております。
- (5) 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第416条第1項第1号、会社法施行規則第112条第2項第4号）
執行役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当行は「新生銀行行動規範」を定めており、個々の役職員全員が遵守すべきものとしております。
「新生銀行行動規範」においては、法規及び社内手続に違反した場合などに解雇を含む懲戒処分が課せられることがあることが規定され、役職員に対し法規及び社内手続に違反した場合の速やかな報告義務を課しております。またすべての役職員に対し、本規範を理解し遵守することを書面等で定期的に誓約・確約することを義務付けております。
この規範の下、必要に応じた社内手続を設け、役職員の行動を詳細に規制しております。
- (6) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第112条第2項第1号）
執行役の職務の執行に係る情報については、その保存媒体に応じ漏洩等のないよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、監査委員会の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、執行役及び従業員の職務執行に関する情報については当行が定めた「情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしております。
「情報セキュリティポリシー」では、情報を重要な資産と認識し、情報資産を適切に管理・保護することとしております。また、情報セキュリティを、情報資産をその特性に応じて適切に管理し、機密性・完全性・可用性を確保・維持することと定義し、これを実現することを目的とし、法令の遵守、必要最小限の開示原則に基づいたアクセス権限の付与、必要な体制の構築・運用、情報資産の分類・管理の実施及び教育・訓練の実施等に関して規定しております。
- (7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第112条第2項第2号）
損失の危険の管理のため、当行は「新生銀行リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。
「新生銀行リスクマネジメントポリシー」では、当行及び当行グループが抱えるリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針を定めており、そのリスク管理は「マクロアプローチ」（経営機関による資本・資源の配分と評価）と、「規格化された業務管理フレームワーク」（段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス）の融合により実践する体制としております。具体的な「業務管理フレームワーク」として、①信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、投資リスクといったリスクの属性区分、②リスクポリシー委員会、複合リスク案件委員会、クレジット委員会、債権管理委員会、ALM/市場リスク管理委員会、新規事業・商品委員会といったリスクに応じた各種委員会組織の組成・目的・使命・機能、及び③リスク管理部門の機能・役割と責任等を規定しております。
- (8) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第112条第2項第3号）
当行執行役は、執行役の職務権限と責任などを定めた「執行役規程」に従い、日々の業務執行を行うこととしております。
「執行役規程」には、執行役の選任・解任の基準のほか、法令等の遵守、善管注意義務・忠実義務、競業禁止義務、利益相反行為の禁止、取締役会への報告義務、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある場合の対応、職務執行に係る情報の保存及び管理など執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定しております。

- (9) 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第112条第2項第5号）

当行全体の経営方針やビジネスプラン及びリスク管理やコンプライアンス態勢と整合性を持った業務運営を確保するため、各子会社・関連会社の主管部を定め、主管部が各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行う体制を構築しております。そのほか、当行の子会社・関連会社の経営指導・管理は当行の「子会社・関連会社ポリシー」に従って行われます。

「子会社・関連会社ポリシー」は①子会社・関連会社の自主性の発揮をサポートすると同時に当行全体の戦略や方向性との整合性確保、②当行と同レベルのリスク管理や事務の実行の指導、③子会社・関連会社としてのファイアーウォール等を含めた規制やコンプライアンスの遵守、レピュテーションの維持、適切な内部統制の確立という子会社・関連会社の管理の3つの責務を明示し、当行グループ価値の極大化を図ることをその目的とし、主管部をはじめ行内の関連各部署の役割と責任、子会社・関連会社の責務、子会社・関連会社にかかわる当行役職員の責務、その他当行役職員の責務等、子会社・関連会社の経営指導・管理に関して規定しております。

- (10) その他

当行では、取締役会で決議された「企業倫理憲章」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然かつ断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに速やかに排除することを宣言しております。

以上の内部統制システムの実効性を検証するために、監査部は当行が定める「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を執行役社長及び監査委員会に対して報告することとしております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用が可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成22年6月22日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
(セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。)
(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（24時間受付）

<用紙の請求等、その他のご照会> ☎ 0120-176-417（平日午前9時～午後5時）

以上